

特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き

和歌山県

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 環境生活部 県民局 県民生活課 県民活動団体室
Tel: 073 - 441 - 2053 Fax: 073 - 433 - 1771
ホームページ (和歌山県県民生活課県民活動団体室)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/index.html>

〒640-8319 和歌山市手平二丁目1番2号
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
和歌山県NPOサポートセンター
Tel: 073 - 435 - 5424 Fax: 073 - 435 - 5425
ホームページ (わかやまNPO広場)
<https://www.wakayama-npo.jp/>

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

今般、平成28年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われた結果、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、令和2年12月に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）が成立し、令和3年6月9日から施行されることとなりました。

今回の法改正では、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減するための措置として、(1)縦覧期間の短縮、(2)住所等の公表等の対象からの除外、(3)認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等の改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込み、認証制度に係る規定の内容及び諸手続について解説しています。認証を受けるための申請手続及び認証後に必要となる諸手続を行う際には、各所轄庁の定める申請書式等に基づいて行う必要がありますが、法令等に基づく標準的な諸手続の解説として参考にしてください。

令和3年6月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
行手法	行政手続法（平成5年法律第88号）
県条例	和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月9日条例第32号）
県規則	和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年11月20日規則第100号）

令和2年改正法による主な変更点は、



が目印です。

(注) この手引きは、令和3年6月9日現在の法令等によっています。

目 次

第1章 法律の概要

1 法律の目的等	— —	2
(1) 法律の目的	— —	2
(2) NPO 法人になるための基準	— —	2
2 NPO 法人設立の手続	— —	3
3 NPO 法人の管理・運営	— —	3
4 認定 NPO 法人制度の概要	— —	1 1
(1) 認定 NPO 法人とは	— —	1 1
(2) 特例認定 NPO 法人とは	— —	1 1
(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット	— —	1 1
(4) 認定の基準	— —	1 2
(5) 欠格事由	— —	1 2
(6) 認定等の有効期間等	— —	1 3

第2章 NPO 法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続	— —	1 5
(1) 認証の申請	— —	1 5
(2) 認証又は不認証の決定	— —	1 5
(3) NPO 法人成立後の届出	— —	1 5
2 認証の基準	— —	1 6
3 認証申請時に提出する書類一覧	— —	1 9
<様式例>	— —	2 0
4 NPO 法人設立認証申請書類の提出について	— —	4 9
5 認証後の法律手続きについて	— —	5 1
6 設立登記完了後に提出する書類	— —	5 2
<様式例>	— —	5 3

第3章 NPO 法人の管理・運営について

1 NPO 法人の報告義務	— —	5 6
(1) 事業年度終了後の報告	— —	5 6
(2) 役員変更等の届出	— —	5 6
(3) 定款の変更	— —	5 8
2 NPO 法人の情報公開	— —	6 2
3 NPO 法人の貸借対照表の公告	— —	6 3
(1) 公告方法とその期間等	— —	6 3
(2) 定款の記載方法	— —	6 4
4 NPO 法人に対する監督等	— —	6 5
(1) 報告及び検査	— —	6 5
(2) 改善命令	— —	6 5
(3) 設立の認証の取消	— —	6 5
(4) 罰則	— —	6 6
<様式例>	— —	6 7

第4章 NPO 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併	— — 106
<様式例>	— — 107
2 NPO 法人の解散・清算	— — 110
(1) NPO 法人の解散	— — 110
(2) 清算の終了まで	— — 110
<様式例>	— — 112

第5章 Q&A

NPO 法人の設立、管理運営等に関するQ&A	— — 119
------------------------	---------